

コワーキングオフィス会員規約

令和6年12月25日 制定

令和7年7月1日 改訂

令和7年9月18日 改訂

この規約(以下「本規約」という。)は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)に設置する西東京国際イノベーション共創拠点(以下「共創拠点」という。)に整備するコワーキングオフィスを利用できる会員(以下「コワーキングオフィス会員」という。)の資格、会員費、特典、会員登録及び退会等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 コワーキングオフィスは、共創拠点において、本学ディープテック産業開発機構(以下「ディープテック機構」という。)が行う「食とエネルギーサステイナブルイノベーション地域共創型実証事業」(以下「当事業」という。)実施のために、企業との連携、スタートアップを育成する場として提供され、コワーキングオフィス会員は、共創拠点において本学、研究機関、企業、ベンチャー、自治体などとの交流、意見交換、研究開発等の活動を通じてイノベーションの創出を図ることを目的とする。

(運営体制)

第2条 運営の責任者は、西東京国際イノベーション共創拠点長(以下「拠点長」という。)とし、共創拠点運営のため、共創拠点運営委員会を置くものとする。

(入会資格)

第3条 入会資格のある者は次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学、国立大学法人東京外国語大学及び国立大学法人電気通信大学(以下「西東京三大学」という。)の教職員又は学生のうち、起業活動に取り組んでいる者
- (2) 西東京三大学発ベンチャー企業
- (3) 西東京三大学の研究シーズの事業化を目指し、産学官連携を行う者
- (4) 西東京三大学の研究資源・人的資源の活用を目的とした研究プロジェクトを実施する、又はその立ち上げを計画する民間企業等
- (5) 共同研究、社会実装、新事業創出、新規分野進出などに取り組む又は取り組もうとする者であって、本規約第1条の目的にそった活動を行う者
- (6) (1)～(5)の者に対して、相談、アドバイス、技術指導、経営支援、資金調達支援など、本規約第1条の目的の活動を支援する者
- (7) その他、当事業の趣旨に賛同し、拠点長が適当と認める者

(会員費)

第4条 会員種毎の会員費については別表1に掲げる通りとする。

- 2 会員費の支払い方法は、本学が指定する銀行口座への振込を原則とする。振込に関する手数料は利用者負担とする。
- 3 会員費は、入会申込月より発生するものとする。

- 4 既納の会員費は理由の如何を問わず、返金されないものとする。
- 5 会員費は、本学の判断で改定できるものとし、改定する場合には利用者に対して2か月前までに通知するものとする。

(会員特典)

第5条 会員は、別表に掲げる会員種毎の会員特典を享受できるものとする。

(会員登録)

- 第6条 コワーキングオフィス会員への入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、別に定める申請書等により会員登録申請を行い、本学の設置する会員審査会にて審査を受けるものとする。審査後、共創拠点運営事務担当者から審査結果を通知するものとする。
- 2 入会希望者に次の各号のいずれかの事由があると判断した場合、入会を認めないものとし、その場合は、その理由についての一切の開示義務を負わないものとする。
 - (1) 入会の申請の内容に虚偽の事実がある場合
 - (2) 過去に本規約又はその他の共創拠点に係る諸規約に違反したことがある場合
 - (3) 入会希望者が反社会的勢力に該当すると判断した場合
 - (4) 入会希望者に本施設の利用を認めることが公序良俗に反すると判断した場合
 - (5) その他入会することが社会通念上相当でないと判断した場合
 - 3 コワーキングオフィス会員の権利または義務は、第三者への貸与及び譲渡はできないものとする。
 - 4 コワーキングオフィス会員が、コワーキングオフィス利用の期間途中において、申請した情報に変更が生じたときは、拠点長に申し出なければならない。

(更新と退会)

- 第7条 会員は年度ごとの自動更新とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出により、本会を退会したとき。なお、退会届の提出は、退会希望日の2か月前までに拠点長への提出を原則とする。
 - (2) 会員が本規約又はその他の共創拠点に係る諸規約に違反した場合
 - (3) 会員の行為が、管理上支障がある場合
 - (4) 会員費の支払いに延滞のある場合
 - (5) その他拠点長が会員として不適当と判断したとき
- 2 会員は本施設の利用期間終了日又は退会日までに本施設内にある私物の撤去、貸与物の返却及び本施設住所を法人登記している場合は変更手続きを完了したうえで、退去するものとする。

(個人情報保護に関する基本方針)

第8条 当事業の活動により取得された個人情報は、当事業の目的に沿ってのみ使用するもので、個人情報の保護に関する法律及び関係法令(以下、「法令」という。)及びその精神を尊重・遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとする。

(個人情報の利用目的及び保護)

- 第9条 当事業が取り扱う個人情報は、当事業の目的と活動内容の範囲内でのみ利用する。
- 2 当事業の活動を遂行するために必要な場合、法令等の定めに基づく場合、または、人の

命、身体あるいは財産の保護のために必要とする場合をのぞいて、個人情報第三者へ提供しない。

(個人情報の管理体制)

- 第10条 全ての個人情報は、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏洩等が発生しないように適切に管理し、必要な予防・是正措置を講じるものとする。
- 2 当事業の目的と活動内容内の業務を外部に委託する場合には、その業者と個人情報取扱契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督する。
 - 3 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問い合わせは、随時受け付け、適切に対応する。
 - 4 個人情報の取扱いに関する苦情を受け付けた場合には、適切かつ速やかに対応する。

(遵守事項)

- 第11条 会員は、次に定める事項を遵守するものとする。
- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした、又は本学を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある個人又は企業等に該当しない。
 - (2) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を行っている、若しくは過去に行ったことがある、又はそのおそれがあると認められる個人又は企業等に該当しない。
 - (3) 法令又は公序良俗に反する個人又は企業等に該当しない。
 - (4) 本学の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある個人又は企業等に該当しない。
 - (5) (1)～(4)に該当し、第7条第1項第2号の規定により会員資格を喪失した者については、本学が被った損害に応じた損害賠償を求める。

(コワーキングオフィスの使用)

第12条 コワーキングオフィスの使用については、西東京国際イノベーション共創拠点利用要項に定めるものとする。

別表1(第4条関係)

会員費

会員種別		会員費 (税込み)	利用期間単位	登録可能人数
コワーキング オフィス会員	個人フリー席	月額 22,000 円	年度	1名
	法人フリー席	月額 60,500 円		4名

備考

- 1 令和7年6月30日までの入会申請に限り、令和7年度中の会員費(月額)を5,000円引きとする。
- 2 コワーキングオフィス会員(個人)は、教職員20%、学生50%減額制度あり。ただし、東京農工大学に所属する者に限る。
- 3 コワーキングオフィス会員(法人)の登録可能人数を超える場合は、1名あたり月額:15,125円(税込)を請求する。
- 4 会員費の支払いは、半期ごと(上半期:4月～9月・下半期:10月～3月)の前払い請求とし、既納の利用料は理由の如何を問わず、返金されないものとする。
- 5 会員費は、入会申込日より発生するものとし、初回の支払いは入会月～半期終了月分までとする。

別表2(第5条関係)

会員特典

会員種別		特典				
		定期 交流会 参加権	企業ロゴ 施設 HP 掲示	研究シーズ ・マッチング 機会提供	2F セキュリ ティエリア利用 権	施設内スペ ース金額 優待
コワーキング オフィス会員	個人 フリー席	○	○	○	○	-
	法人 フリー席	○	○	○	○	-